

税の申告準備はお早めに！ 書類をそろえてスムーズな申告を！！

問い合わせ 税務課市民税係
☎ 22-7732

税の申告に必要な書類を事前に作成しておくことで、申告にかかる時間が短縮されます。用紙は税務課に備え付けていますので、お気軽にお尋ねください。

申告受付期間

2月16日（水）～3月15日（火）

申告に必要なもの

- ①マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（通知カードの場合は運転免許証等の身分証明書が併せて必要です。）
 - ②給与、公的年金などの源泉徴収票
 - ③営業、農業、不動産などの所得がある人は収支内訳書
 - ④生命保険料、地震保険料の控除証明書
 - ⑤国民年金保険料の控除証明書または領収書
 - ⑥配偶者特別控除を受ける人は配偶者の所得を明らかにできるもの
 - ⑦年の途中で転入した人は前住地で支払った国民健康保険税（料）の領収書など
 - ⑧障害者控除を受ける人は障害者手帳など
- ※申告者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバーについても記載が必要です。（申告者以外の本人確認書類は不要です。）

※上場株式等の配当および譲渡所得等について、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択できます。

営業、農業、不動産などの所得がある人

収支関係を記載した「収支内訳書」を申告書に添付する必要があります。昨年1年間の収入と支出を経費区分ごとに分けて記入してください。

申告しなくてもよい人

- ①税務署に所得税の確定申告をする人
 - ②給与所得のみでその給与支払報告書が市役所に提出されている人（※）
 - ③公的年金所得のみの人（※）（遺族・障害年金を除く。）
 - ④他の所得者の扶養親族等として申告済みの人（※）
- ※②・③に該当する人で、各種控除を受ける場合は申告が必要です。
※④に該当する人で、その人自身の所得（課税）証明書が必要な場合は申告が必要です。

令和4年度償却資産の申告を！

申告・問い合わせ 税務課資産税係
☎ 22-7732

償却資産とは、事業をしている個人・法人が、その事業のために用いることができる土地・家屋以外の資産のことで、固定資産税の課税対象になります。

令和4年1月1日現在で償却資産を所有している人は、その資産の所有状況を申告してください。

また、昨年申告のあった人には申告のお知らせを郵送していますが、申告用紙は同封しておりません。申告用紙が必要な人は、市ホームページに申告用紙を掲載していますので、印刷してご利用ください。なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

電子申告 通常の紙媒体による申告のほか、電子申告「eLTAX:エルタックス」も利用できます。

申告期限 1月31日（月）

▼事業別の主な償却資産の例

業種	主な例
①共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、舗装路面、駐車場設備など
②料理飲食業	厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
③理容・美容業	理容・美容機器、サインポールなど
④小売業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、エアコンなど
⑤建設業	パワーショベル、ブルドーザー、掘削機など
⑥不動産貸付業	門扉、塀、緑化施設、屋外照明設備など
⑦工場	受変電設備、旋盤、プレス機、洗浄給排水設備など
⑧太陽光発電施設	太陽光パネル（個人が設置する住宅用発電設備のうち10kw未満を除く）、架台、接続ユニットなど

医療費控除の申告にご注意ください！

問い合わせ 税務課市民税係
☎ 22-7732

●医療費の領収書の提出が不要になりました

平成30年度（平成29年分）の申告から領収書の提出が不要になり、「医療費控除の明細書」（※）の添付が必要となりました。これにより医療費控除の手続きが簡略化されました。

※「医療費控除の明細書」の様式は国税庁ホームページに掲載されています。

明細書を添付する場合の注意点

①令和3年度の市・県民税の申告（令和2年分の確定申告）から、領収書での医療費控除の受付はできなくなりました。医療費控除を申告される方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

②医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

③医療保険者から交付を受けた「医療費通知」（※）の添付により、明細書への記入を省略できることがあります。

※「医療費通知」は健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。次の項目が記載された医療費通知に限ります。

①被保険者等の氏名

②療養を受けた年月

③療養を受けた者の氏名

④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称

⑤被保険者等が支払った医療費の額

⑥保険者等の名称

●セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が期間限定で創設されました

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組みを行う個人が、1月1日から12月31日までに購入したスイッチOTC医薬品の費用について、申告を行うことで受けられる医療費控除の特例が創設されました。

特例適用時期 令和3年12月31日まで

※申告者が従来の医療費控除とどちらかを選択することになります。

※制度詳細については、厚生労働省や国税庁のホームページでご確認ください。

※「スイッチOTC医薬品」とは、医師によって処方される医療用医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品です。領収書等に対象商品である旨が表示されています。

一部の対象医薬品には、
パッケージに共通の識別
マークが入っています。

セルフメディケーション
税 控除 対象

スマホで確定申告

問い合わせ 竹原税務署 ☎ 31-1006

自宅で申告！

確定申告には、ご自宅からスマホでご利用いただけるe-Taxが便利です。

確定申告 検索

スマホ専用画面

多くの方がスマホで見やすい専用画面をご利用いただけます。

申告書の作成はこちらから▶



申告会場「竹原税務署」では！

密を作らない！

確定申告会場の混雑緩和のため会場への入場には「入場整理券」が必要です。

※「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

入場整理券！

①入場整理券は、会場当日配付。

②LINEから事前発行もできます。

※国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

友だち追加はこちらから▶



LINE

申告会場の開設日程

設置期間

1月31日（月）～3月15日（火）※土・日・祝日は除く

受付時間

午前8時30分～午後4時

相談時間

午前9時～午後5時まで